

International tax alert

海外タックスデスク ニュース

英国2012年度予算案 主要税制措置の要約

2012年3月21日、ジョージ・オズボーン英財務相が議会で予算演説を行いました。英国の財政は未だ厳しい状況にあります、今回発表された予算は、法人税の削減、研究開発優遇税制の改善、さらには特許関連所得に対する優遇策の実施により、「G20中最も競争力のある税制を創出する」という政府が掲げる目標の達成に焦点を定めており、国際的企業の誘致、投資促進、雇用創出の奨励に最大限の取り組みを続けてゆく英國政府の姿勢が強く打ち出された内容となっています。

税法を含む2012年度財政法案(Finance Bill)は2012年3月29日に公開の予定ですが、今回発表された内容に基づき、日系多国籍企業に関連する主要な改正としては、以下の項目が考えられます。

- ▶ 法人税率が予定されていた25%から更に1%削減され、2012年4月1日より現行の26%から24%に引き下げられます。
- ▶ 法人税率はその後も毎年1%ずつ引き下げられ、2014年に22%になるまで続けられる予定です。
- ▶ 10%の法人税率が適用されるパテントボックス奨励法の2013年4月1日付施行も確認されました。また、10%税率の適用対象となる課税所得算定に必要な調整方法が明確化されるよう法案を修正するとしています。また、パテントボックス制度の意図を明確化するその他修正にも言及していますが、修正法案はまだ公開されていません。
- ▶ 研究開発に係る優遇税制の割増償却制度から「Above The Line credit 制度」への変更が2013年までに導入され、損失を計上した企業は研究開発費控除給付を申請できる旨も確認されました。研究開発費控除の額はまだ確認されていませんが、最低でも、適格試験研究支出額の9.1%の控除額になると考えられます。本改正に関する意見公募プロセスが間もなく開始される予定ですので、詳細が決まりましたらお知らせ致します。
- ▶ 指定地域のエンタープライズゾーンでは税務上の減価償却が100%償却可能となります。

- ▶ 2013年度財政法案の一部としての導入が提案されている一般的租税回避否認規定(GAAR)の詳細に関する意見公募が、実施される予定です。
- ▶ 利子控除及び支払利子に課せられる所得税に関する意見公募も実施されます。
- ▶ 2013年から、15万ポンド超の所得者を対象に、所得税の最高税率が、現行の50%から45%に引き下げられます。

これらの税率引下げ及び奨励策の拡充は、英国進出日系企業、特にハイテク企業の税引後利益に恩恵をもたらすと考えられます。一方、減税による歳入減を補う増税策として、銀行税の引上げ(但し影響をうける日系銀行の数は少ないと予測される)、価値が200万ポンド超の国内不動産に課せられる印紙税の引上げ、ゲーム税等の各種増税、並びに個別租税回避否認規定が予定されています。しかし、日系企業グループがこれらに関与している可能性は低く、よって今回の増税が日系企業に影響を及ぼす可能性も低いと考えられます。

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

南波 洋 ケミッシュ キングズレー	エグゼクティブ ディレクター シニアマネージャー	+81 3 3506 2603 +81 3 3506 2645	hiroshi.namba@jp.ey.com kingsley.kemish@jp.ey.com
----------------------	-----------------------------	------------------------------------	--

Ernst & Young LLP

インターナショナル タックス サービス部

ジョー ストッブズ	エグゼクティブ ディレクター	+44 207 951 1628	jstobbs@uk.ey.com
-----------	----------------	------------------	-------------------

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20120323-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。